

まちからのお知らせ ②

新しい年金額は次のとおりです

年金の種類		平成16年度年金額
老齢基礎年金 (満額の場合)		794,500円
障害基礎年金	1級	993,100円
	2級	794,500円
遺族基礎年金 (子1人の場合)		1,023,100円
旧法	5年年金	410,800円
	10年年金	482,700円
老齢福祉年金		407,100円

年金だより

平成16年度の公的年金の 物価スライドについて

国民年金や厚生年金保険などの公的年金は、年金額の実質的な価値を維持する目的で、前年の全国消費者物価指数の上昇・下落に応じて、その翌年度の年金額を改定することになっています。

これまで物価が上昇していた間は、その上昇率に応じて年金額が引き上げられてきました。

これに対して、平成11年から物価は下落し続けており、法律どおりの取扱いであれば、消費者物価の下落率に対応し、次年度以降の年金額をマイナス改定することになります。しかし、社会経済情勢等に鑑み、平成12年度から平成14年度まで3年連続で年金額を据え置く特例措置が講じられました。また、平成15年度には、現役世代の賃金が低下している中で、保険料を負担する現役世代

との均衡と高齢者の生活に配慮しつつ、特例として平成14年の物価下落分のマイナス0.9%のみの改定が行われました。

今回、平成15年の全国消費者物価指数は、対前年比マイナス0.3%となりました。法律どおりの取扱いは、このマイナス0.3%に、平成12年度から平成14年度の特例措置を講じて据え置いたマイナス1.7%を合わせた、マイナス2.0%に引き下げとなります。しかし、平成15年度と同様、高齢者世代を支える現役世代の賃金が低下している中で、保険料を負担する現役世代との均衡の観点から、高齢者等の生活に配慮しつつ、平成16年度の特例として、平成15年の消費者物価の下落分マイナス0.3%のみの改定を行うこととなりました。

改定された新年金額による年金の支払いは、原則、平成16年6月支払期(4月・5月分)からとなります。年一回送付する「年金振込通知書」と合わせて、「年金改定通知書」を6月上旬までに社会保険業務センターから年金受給権者あてに送付いたします。

平成15年度には、現役世代の賃金が低下している中で、保険料を負担する現役世代

児童扶養手当について

児童扶養手当は、父と生計を同じくしていない児童や、父が重度の障害の状態にある児童を育成されている家庭に対し、生活の安定と自立の促進、児童福祉の増進を図ることを目的に支給される手当です。

次の条件にあてはまる「児童」を監護している母、または母にかわってその児童を養育している方(養育者)が手当を受けることができます。

なお、「児童」とは18歳に達する日以降、最初の3月31日(18歳の年度末)までをいいます。

また法で定める程度の障害がある場合は、20歳未満まで手当が受けられます。

- ① 父が離婚した後、父と生計を同じくしていない児童
 - ② 父が死亡した児童
 - ③ 父が法で定める程度の障害の状態にある児童
 - ④ 父の生死が明らかでない児童
 - ⑤ 父に1年以上遺棄されている児童
 - ⑥ 父が引き続き1年以上拘禁されている児童
 - ⑦ 母が婚姻によらないで懐胎した児童
- ただし、公的年金や遺族補償を受けられる場合や児童が障害を有する父に支給される公的年金の加算の対象となっている場合は手当を受けることができます。

特別児童扶養手当について

特別児童扶養手当は、児童の健やかな成長を願って、身体や精神に障害を有する児童を監護している父もしくは母、または父母にかわってその児童を養育している方に対して支給される手当です。

- ① 障害の種類や程度は、法律な
 - ② 父が死亡した児童
 - ③ 父が法で定める程度の障害の状態にある児童
 - ④ 父の生死が明らかでない児童
 - ⑤ 父に1年以上遺棄されている児童
 - ⑥ 父が引き続き1年以上拘禁されている児童
 - ⑦ 母が婚姻によらないで懐胎した児童
- ただし、公的年金や遺族補償を受けられる場合や児童が障害を有する父に支給される公的年金の加算の対象となっている場合は手当を受けることができます。

問合せ先

年金だより、児童扶養手当、特別児童扶養手当について、ご不明な点があれば役場町民福祉課福祉国保係へお問い合わせください。

☎ 37-2111 (内線723)